

平成 29 年度地方公営企業関係主要施策

平成 29 年 1 月
総務省自治財政局

1 平成 29 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成 29 年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,300 億円程度（前年度の 2 兆 5,143 億円に比べ約 0.4%の増）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 5,900 億円程度（前年度の 1 兆 5,905 億円に比べ約 0.3%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 4,900 億円程度（対前年度比約 0.1%の減）、病院事業 7,400 億円程度（対前年度比約 0.6%の増）、上水道事業 900 億円程度（対前年度比約 8.6%の増）、交通事業 700 億円程度（対前年度比約 8.8%の増）等となっている。

平成 29 年度の新規施策等としては、簡易水道事業の統合推進や統合後の上水道事業の経営基盤強化に対する措置等があり、所要の地方財政措置を講じることとしている。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成 29 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 29 年度の地方債計画の総額は 11 兆 6,257 億円で、対前年度比 4,175

億円、3.7%の増となっており、このうち公営企業債の合計額は2兆5,121億円で、対前年度比851億円、3.5%の増となっている。

事業別には、下水道事業1兆1,904億円（対前年度比2.6%の増）、水道事業5,043億円（対前年度比12.7%の増）、病院事業・介護サービス事業4,614億円（対前年度比4.1%の増）、交通事業1,611億円（対前年度比2.6%の減）等となっている。

② 公営企業債資金の確保

公営企業債分2兆5,121億円の資金内訳は、財政融資資金7,250億円（対前年度比20億円、0.3%の減、構成比28.9%）、地方公共団体金融機構資金7,349億円（対前年度比214億円、2.8%の減、構成比29.2%）、民間等資金10,522億円（対前年度比1,085億円、11.5%の増、構成比41.9%）となっている。

2 新規・重要施策の概要

(1) 政策課題に対する取組等

① 簡易水道事業の統合推進に対する財政措置 【別紙1】

簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

② 統合後の上水道事業に対する財政措置 【別紙2】

統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象となった統合後に実施する建設改良事業について、過疎団体及び辺地を有する団体に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じることとしている。

③ 経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置 【別紙3】

公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経

営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、水道事業における広域化等に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援することとしている。

併せて、職員の大量退職等により公営企業の経営面における改革や技術継承等に精通した人材が不足する中で、平成 28 年度より専門的知識・ノウハウを有する外部人材の活用を目的とした「公営企業経営支援人材ネット事業」を開始しており、平成 28 年度に引き続き、同事業の活用による経営支援活動に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、経営戦略を策定していることを対象要件に加えることとしている。

④ 公立病院改革の推進について

【別紙 4】

病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月総務省自治財政局長通知）を踏まえ、平成 28 年度中に策定する新公立病院改革プランに基づき、その着実な実施を推進するため、再編・ネットワーク化に伴い必要となる施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じることとしている。

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 29 年度水道事業債振替額

2 8 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 29 年度下水道事業債振替額 2 2 3 億円

3 平成 29 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は 95%）を震災復興特別交付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 188 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 27 億円となっている。

事業別には、災害復旧事業 18 億円、市場事業・と畜場事業 1 億円、下水道事業 8 億円となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 27 億円の資金内訳は、財政融資資金 21 億円、地方公共団体金融機構資金 6 億円となっている。

簡易水道事業の統合推進に要する経費に係る財政措置について

簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。

1. 背景等

簡易水道事業については、経営基盤の強化等を図る観点から、事業の統合を推進している。

簡易水道事業の統合について、厚生労働省では平成 19 年度から平成 28 年度までの期間を区切って推進していたが、自然災害等により整備が遅れている団体について統合期間を平成 31 年度まで延長した。このことに伴い、簡易水道事業の統合推進に要する経費に係る地方交付税措置を平成 31 年度まで延長する。

2. 施策の概要

簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする地方公共団体に対し、平成 31 年度まで所要の地方交付税措置を講じることとする。

【対象経費】

統合に密接に関わる経費であることが合理的に説明可能な経費（人件費は除く）で

- ・ 統合実施計画策定等に係る外部委託経費
- ・ 職員研修・視察に要する経費

等のソフト事業

3. 財政措置

簡易水道統合推進に要する経費の 1/2 について一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（1/2）を講じる。



平成 29 年度地方財政計画計上額 1 億円

統合水道に係る統合後に実施する建設改良に 要する経費に係る財政措置について

統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、統合後に実施する建設改良事業で国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象となったものについて、過疎団体及び辺地を有する団体に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じる。

1. 背景等

簡易水道事業については、経営基盤の強化等を図る観点から、事業の統合を推進しており、厚生労働省においては、簡易水道事業統合計画（平成 28 年度までの計画期間）に基づき統合後に実施する旧簡易水道区域の建設改良に要する経費について、国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象としている。

総務省においても、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助の対象となった統合後に実施する建設改良のために発行する水道事業債（上水道事業分）の元利償還金に対して、所要の地方財政措置を講じている。

今般、統合計画に基づく事業が遅れている団体に対して国庫補助の措置期間が平成 31 年度まで延長されることに伴い、本制度を平成 31 年度まで延長するとともに、過疎団体及び辺地を有する団体に対しては地方財政措置を拡充する。

2. 施策の概要

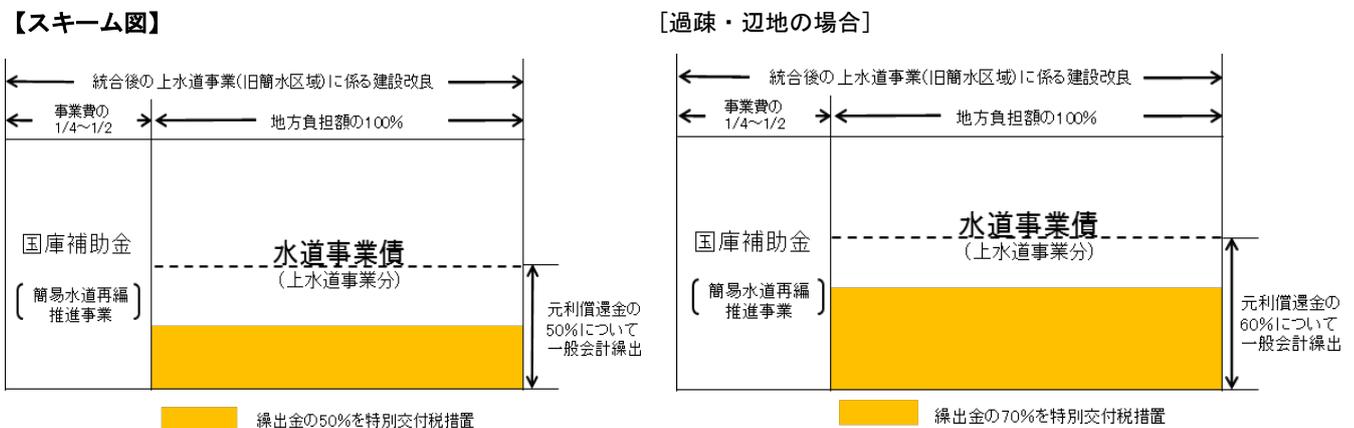
【対象事業】 統合水道（複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業、又は、簡易水道事業が統合された上水道事業）

【対象経費】 統合水道について、統合後に実施する建設改良事業で国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象となったものために発行する水道事業債（上水道事業分）の元利償還金。ただし、平成 31 年度までに発行する水道事業債を対象とする。

3. 財政措置

上記の元利償還金の 50%（過疎・辺地 60%※）について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税による措置（50%（過疎・辺地 70%※））を講じる。

※ 平成 19 年度から平成 28 年度までに発行した水道事業債についても、平成 29 年度以降の元利償還金について措置。



平成 29 年度地方財政計画計上額 44 億円

経営戦略の策定等に要する経費に係る財政措置について

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費について、地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、自団体での取組のみならず、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化等に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。
- 併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、「公営企業経営支援」に係る財政措置を講じる。

【1】経営戦略の策定支援に係る地方交付税措置

1. 対象事業

全ての公営企業（病院事業を除く）

2. 対象経費

経営戦略の策定に要する経費

（具体例）

- 先進団体視察に要する経費
- 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（ただし、【2】公営企業の経営支援に係る経費を除く。）
- 「投資・財政計画」の策定に要する経費
 - ・「投資試算」「財政試算」のシミュレーション
 - ・収支ギャップ解消策の検討・効果額の試算 等
- 水道事業における広域化等の調査・検討（事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等）に要する経費
- 住民への普及・啓発活動等に要する経費
- その他事務雑費（印刷費、消耗品費等） 等

※経営戦略の改定に要する費用についても一定の要件を満たすものは対象に含める。

3. 対象期間

平成 28 年度～平成 30 年度（「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」）

4. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の 1 / 2 について一般会計から繰り出すこととする。
（対象経費の上限額 1,000 万円（事業費ベース・複数年度通算））
- 一般会計繰出額の 1 / 2 について特別交付税措置を講じる。
- 水道事業における広域化等の調査・検討に要する経費については、対象経費の上限額に上乗せ（+1,500 万円、合計 2,500 万円）し、重点的に支援。

5. 地方財政計画計上額

11 億円（「【2】公営企業の経営支援」に要する経費を含む）

【2】公営企業の経営支援に係る地方交付税措置

1. 背景

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたってサービスを持続的・安定的に提供していくため、地方公共団体において「抜本的な改革の検討」、「経営戦略の策定」、「公営企業会計の適用」等に取り組む必要がある。これらの取組に当たって、地方公共団体には、専門的知識・ノウハウが求められている。
- 一方、地方公共団体では、大量退職等による事業経営に精通した現役職員の減少（特に、小規模団体（一般市・町村）においては担当職員数が少数）等により、専門的知識・ノウハウを有する人材が不足している。
- これらを踏まえ、公営企業の経営基盤の強化等に取り組むに当たり、専門的知識・ノウハウを有する外部人材の積極的な活用を推進するため、平成 28 年度より「公営企業経営支援人材ネット事業」を開始しており、同事業の活用による経営支援活動に要する経費について地方交付税措置を講じることとする。

2. 施策の概要

- 地方公共団体から公営企業の経営に精通した人材の推薦を受け、総務省においてリスト化し、ホームページにおいて公表している。地方公共団体は、当該リストの中から適当な人材を選び、外部有識者として経営健全化等の取組に活用する。
- 地方公共団体が活用した人材の経営支援活動に要する経費（謝金・旅費等）について、地方交付税措置を講じる。

3. 対象事業

地方公営企業法当然適用 8 事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）、簡易水道事業及び下水道事業

4. 対象経費

- 謝金、旅費
- 資料収集等費*
* 支援を行う自治体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る費用。
- その他（会場借上費、印刷費 等）

5. 地方交付税措置の内容

- 対象経費の 1 / 2 について一般会計から繰り出すこととする。
- 一般会計繰出額の 1 / 2 について特別交付税措置を講じる。

公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」に基づき新公立病院改革プランを策定し、医療提供体制の改革と連携して更なる経営効率化や再編・ネットワーク化等を推進。
- 新改革プランに基づく取組が着実に実施されるよう、再編・ネットワーク化に対して引き続き財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても引き続き地方交付税措置。

1 新公立病院改革プランの策定

(1) 策定期間・プランの期間

- 地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成28年度中に策定
- プランの期間は、策定年度から平成32年度までを標準

(2) プランに盛り込むべき事項

- 地域医療構想を踏まえた公立病院が果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割等を明確化
- 数値目標を定めた「経営の効率化」、経営主体の統合や病院機能の再編を視野に入れた「再編・ネットワーク化」、地方独立法人化等の「経営形態の見直し」を推進
※地域医療構想の内容に齟齬が生じた場合にはプランの内容を変更すべき

(3) 都道府県の役割・責任の強化

- 医療提供体制の確保に責任を有する立場から、再編・ネットワーク化への積極的な参画、公立病院の新設・建替等に当たってのチェック機能の強化等を図るべき

2 公立病院等に係る主な地方財政措置

(1) 再編・ネットワーク化への財政措置

- 新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を充当し、その元利償還金の40%について地方交付税措置

通常の整備	25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備(=特別分)	40%地方交付税措置

※特別分の要件(①②いずれかに該当):①複数病院の統合⇒原則として整備費全額が対象
②相互の医療機能の再編のいずれかに該当⇒再編に係る経費のみ

(2) 不採算医療・特殊医療等に対する特別交付税措置

- 公立病院に要する経費に対する特別交付税措置
⇒ 病床数等に単価を乗じた額と一般会計等からの繰出額に措置率(8割)を乗じたものとを比較して低い額(財政力補正あり)について措置
- 公的病院等への助成に対する特別交付税措置
⇒ 公立病院に準じた措置